



令和2年12月24日

各 位

会 社 名 ト ラ ス コ 中 山 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 中 山 哲 也 (コード 9830 東証一部) 問合せ先 取締役 経営管理本部 本部長 兼 デジタル戦略本部 本部長 数 見 篤 (TEL, 03-3433-9830)

監査役報酬額等の限度額改定に関するお知らせ

当社は、昨日開催の取締役会において、下記のとおり監査役報酬額等の限度額改定について決定しましたのでお知らせいたします。なお、令和3年3月18日開催予定の当社第58期定時株主総会決議を経て正式に決定する予定です。

記

監査役報酬額等の限度額改定について

令和3年3月18日開催予定の当社第58期定時株主総会にて監査役増員の議案が内定したことに伴い、第59期役員報酬より監査役報酬額の上限枠を増額します。

役員報酬等の限度額

(下線部は変更箇所)

変更前			変更後		
区分	報酬等限度額	\rightarrow	区分	報酬等限度額	
監査役	年額 80 百万円		監査役	年額 <u>100</u> 百万	

(注) 取締役賞与及び監査役賞与は年間報酬額限度内で、その支給総額は決算 時の当期純利益が計上された場合の3%を上限とするという基準に変更はありません。

以上